

# 第1章 計画の趣旨



## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画の位置付け

越前市では、福祉個別計画の上位計画である地域福祉計画「ともに生きる 福祉でまちづくり」に基づき、地域福祉を推進しています。

個別計画である障がい者計画については、「誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくり、地域共生社会を構築する」という地域福祉計画の理念と仕組みに則り、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生する社会の実現を目指すため、本市の障がい者施策を一体的に推進していくために策定します。

### 2 計画の種別と期間

#### (1) 障がい者計画

障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定します。国、県の計画を基本とし、障がい者施策の基本的事項や理念を定めます。

期 間：令和3年度から令和8年度までの6年間

根拠法：障害者基本法

#### (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため基本的事項を定めます。

期 間：令和3年度から令和5年度までの3年間

根拠法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
児童福祉法

### 3 計画に係る関連法等

#### <障害者権利条約>

国は、「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について規定しており、障がい者に関する初めての国際条約です。その内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締結国による報告等、幅広いものとなっています。

※障害者権利条約パンフレット（外務省）より

#### <様々な国内法の整備>

##### ■障害者基本法の改正（平成23年8月）

「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と目的規定が見直され、障がいのある人の定義の見直し、差別の禁止等が規定されました。

■「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に名称変更（平成24年6月）

障害者総合支援法では、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が新たに設けられたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加し、障害程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改正し、重度訪問介護の対象を拡大するなど、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備等についての規定が設けられました。

■障害者虐待防止法の成立（平成23年6月）

障がい者を虐待から守るため、障がい者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減等が定められました（平成24年10月施行）。

■障害者優先調達推進法の成立（平成24年6月）

国や地方公共団体等の公的機関が障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注機会を確保するため必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立を促進することを目的としています（平成25年4月施行）。

■障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

官民問わず、障がい者が働きやすい環境をつくり、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指しています（一部を除き平成28年4月施行）。

※法定雇用率（令和3年3月1日以降）

民間企業2.3% 国、地方公共団体等2.6% 都道府県等の教育委員会2.5%

■障害者差別解消法の成立（平成25年6月）

障がいを理由とする差別等を解消するため、国、地方公共団体等や民間事業所による不当な差別的取扱いや合理的配慮をしないことを禁止する措置等を定めています（平成28年4月施行）。

## 4 これまでの施策の評価

平成27年3月に「障がいのある人が笑顔で生きがいの持てる越前市」を基本理念に「越前市障がい者計画（平成27年度～令和2年度）」を策定し、基本目標「地域で暮らし続けられるまちづくり」「自立と社会参加を支援するまちづくり」「ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり」に基づき施策に取り組んできました。

「地域で暮らし続けられるまちづくり」では、相談支援専門員と連携を取り、地域での生活を支援してきました。また、越前市児童発達支援センターなないろにおいて、ペアレントプログラム講座等を開催し、発達障がいの理解を促進しました。

「自立と社会参加を支援するまちづくり」では、障がい者就労施設等が供給する物品等の優先調達について、令和元年度の実績額が約2,526万円であり、目標額を達成しています。また、ニュースポーツの集いにおいて参加者を広げ、特に令和元年度に開催された北信越ろう者体育大会では積極的に参加を促進しました。

「ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり」では、福祉体験活動を推進しました。令和元年度に、越前市みんなのこころをつなぐ手話言語条例策定に係るワークショップを通して、手話への理解を深め、手話教室等を開催しました。

一方、情報アクセシビリティや障がい者の一般就労の促進体制、障がい理解や障がい者差別解消に係る一般市民への理解の促進が十分ではないという結果です。

## 5 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病）その他の心身の機能の障がいがある人であって、心身の機能の障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をこの計画の対象とします。

## 6 計画の策定体制等

障害者権利条約の理念に沿い、障がい者の主体的参画と権利擁護の観点から、計画の策定に当たっては、障がいのある人やその家族等の当事者、障がい者団体等のご意見を踏まえ計画に反映することを基本とし、次の体制等で計画を策定しました。

### (1) ワーキンググループの設置

障がいのある人の生活全般に関わる幅広い計画であり、庁内や関係機関との連携も重要であることから、庁内の福祉・保健関係各課の職員はもとより、労働、教育、防災、都市整備、交通等の各所管課の職員や福井県丹南健康福祉センター等の関係機関の職員で構成するワーキンググループを設置しました。

### (2) 策定委員会の設置

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由のある当事者や障がい児当事者保護者、福祉・保健部門、労働、教育、商工関係の方々を委員に選定し「越前市障がい者計画等策定等委員会」を設置しました。アンケート調査やワークショップで頂いた意見等に基づき、ワーキンググループ等で検討した内容について、幅広い委員の積極的な議論により、当事者主義の共生社会を推進するための計画案の策定を目指しました。

### (3) ワークショップの実施

当事者の現状と課題、事業者における現状と課題を把握し、計画に反映するため、特別支援学校の生徒、障がい福祉サービスの利用者や支援者、障がい当事者保護者等とのワークショップを計15回開催し、多くの意見を頂きました。

### (4) パブリックコメントの実施

策定委員会で検討している計画の素案について広く意見を求めるため、令和2年12月15日から令和3年1月7日までの期間にわたり、パブリック・コメントを実施した結果、期間中14件の要望・意見がありました。

## 7 計画の推進に向けて

障がい者施策を推進するため、市の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、市民の理解を得て障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

### (1) 計画の進行管理

毎年、計画の進捗状況と障がいや施策の現状とを「越前市障がい者計画推進協議会」に報告するとともに、市のホームページに公表します。

### (2) 庁内における横断的な推進体制の整備

障がい者施策を効果的に推進するためには、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、就労等の多岐にわたる庁内関係部局が連携して総合的かつ一体的に着実に推進していく必要があります。庁内部局に、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、必要に応じて会議を開催し、総合的な取組を進めます。

### (3) 関係機関との推進体制の整備

障がい者施策の推進に当たって、地域、福祉、保健、教育、就労等の各分野との連携を強化し、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取組を進めます。

### (4) 障がい者のニーズの把握・反映

障がい者が自己選択・自己決定をできるように、サービスを提供したり施策を展開したりする際には、障がい者当事者の意見を把握し、反映することができるように努めます。また、福祉サービス関連協議体を設置し、市内事業所と情報の共有、交換等を行い、障がい者のニーズの把握に努めます。

### (5) 人材の育成・確保及び質の向上

福祉に従事する人材不足が深刻な中、サービスの適正化や質の向上を図るために、県等と連携しながら、福祉サービス関連協議体において研修等を実施し、障がい福祉に関わる専門職員の育成・確保に努めます。

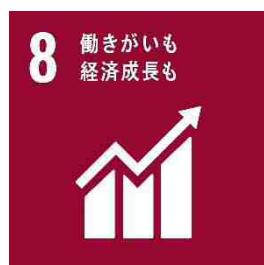
## 8 SDGs（「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓う持続可能な開発目標）について



国の障害者基本計画（第4次）においては、障害者の権利に関する条約の締約国として、障がい者施策を国際的な協調の下に推進するため、障がい分野における国際的な取組に積極的に参加することなどが基本的考え方とされ、国際的枠組みとの連携の推進として、SDGsの達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進するとされています。

SDGsの17のゴールにおいて、「教育（目標4）」「経済成長と雇用（目標8）」「不平等（目

標10)」「持続可能な都市(目標11)」などに障がいに関するターゲットが示されています。



越前市においては、自治体SDGsの取組を一層推進することにより、本市の地方創生の深化につなげ、「元気な自立都市 越前」のさらなる創造に努めるものとしています。